

あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業
プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業プロポーザル審査委員会が公募型プロポーザル方式により「あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業」における受託候補者を特定するため、必要な審査方法及び審査基準を定めるものである。

2 審査方法

本プロポーザルは、次のとおり審査を行う。

(1) 審査委員

審査委員は、「あきる野市立小・中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業プロポーザル審査委員会設置要領」の定めるところによる。

(2) 企画提案、業務遂行能力等に関する審査

ア 各審査委員は、プレゼンテーション及び質疑応答が終了した後、審査を行う。

イ 評価対象は、企画提案書、参考見積書、事業実施体制表、事業スケジュール表、プレゼンテーション及び質疑応答とする。

ウ 審査項目及び配点は、「3 審査基準」に定めるところとする。

(3) 受託候補者の決定方法

各審査委員の評価点の合計を参加事業者の点数とし、集計した点数が最も高い者を受託候補者に特定する。

(4) 複数の同得点者が生じた場合

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、くじにより順位を決定する。

(5) 最低基準

出席した審査委員数で算定する合計の満点の5分の3を最低基準とする。なお、審査項目の「企画提案（事業に関する提案）」における市内業者の参画については、評価基準が「3」以上であることを必須とする。また、全ての参加事業者の点数が最低基準に満たない場合は、再度公募を実施する。

(6) 公正な提案の確保

提出書類が所定の形式に適合していない場合、期限までに提出されなかった場合及び提出書類に虚偽の記載があった場合は、評価点を0点とする。

3 審査基準

審査項目及び配点は、次のとおりとする（詳細は、別紙「審査基準詳細」のとおり）。

| 審査項目 | 配点 |
|----------------------|------|
| 事業者の実績及び技術者等 | 15点 |
| 企画提案（事業に関する提案） | 85点 |
| 企画提案（工程計画・管理及び実施体制等） | 20点 |
| 価格 | 40点 |
| 合計 | 160点 |